

令和3年度 総合事業 事業者 説明会

令和3年6月28日 檀原市役所 地域包括支援課

内 容



1. 単位関係

- 新しい加算について
- 単位改定について
- 提出物について

2. 指定関係

- 指定更新について
- 提出物について

3. 人員・設備・運営の基準等

- 基準等の変更について

1. 單位關係

R3年10月からの大きな変更点①



R3年10月より算定可能となる加算

◇第一号訪問事業・第一号通所事業

- 介護職員処遇改善加算（月額）

◇ケアマネジメント

- 委託連携加算（月額）

R3年10月からの大きな変更点②



R3年10月より廃止

◇月額報酬

- 1月の単位数の合計が月額上限を超える場合に算定していましたが、第1号事業のサービス価格の上限の弾力化により、“第1号事業のサービス価格について、国が定める額を勘案して市町村が定めることとする”とされたため、月額上限を廃止します。これにより、利用回数分の請求が可能となります。

例) 週2デイ（全日）利用の方が、ひと月に9回利用した
⇒ 9月までは月額での請求、10月からは9回分で請求

新規加算について（R3年10月から）

- 介護職員処遇改善加算（月額）
訪問型サービスA

算定基準は「厚生労働大臣が定める基準（平成27年告示第95号、令和3年3月15日改正）」を参照

サービス名称	単位数（1月につき）
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）週1回程度	161単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）週2回程度	322単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）週3回程度	511単位
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）週1回程度	118単位
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）週2回程度	235単位
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）週3回程度	373単位
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）週1回程度	65単位
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）週2回程度	129単位
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）週3回程度	205単位

新規加算について（R3年10月から）

- 介護職員処遇改善加算（月額）
通所型サービスA

算定基準は「厚生労働大臣が定める基準（平成27年告示第95号、令和3年3月15日改正）」を参照

サービス名称	単位数（1月につき）
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）週1回程度	99単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）週2回程度	202単位
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）週1回程度	72単位
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）週2回程度	147単位
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）週1回程度	38単位
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）週2回程度	79単位

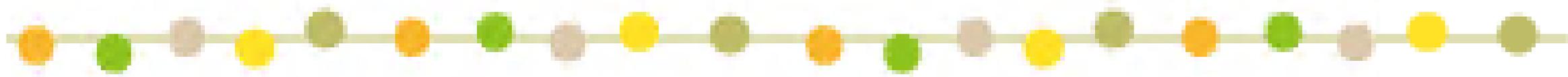
提出物はスライド21へ

新規加算について（R3年10月から）

- 委託連携加算（月額）
第一号介護予防支援事業

サービス名称	単位数（1月につき）
委託連携加算	300単位

単位改定について<訪問>（R3年10月から）



- 大きな変更点：単位の改定と、月額上限を廃止します。

訪問型サービスA

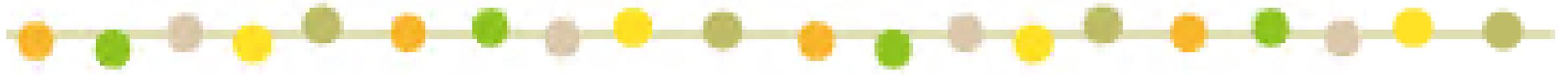
サービス名称	変更前	変更後
生活援助型	2 2 5 単位	変更なし
身体介護型Ⅰ（週1回程度）	2 6 7 単位	2 6 8 単位
身体介護型Ⅱ（週2回程度）	2 7 1 単位	2 7 2 単位
身体介護型Ⅲ（週3回程度）	2 8 6 単位	2 8 7 単位
訪問型Ⅰ・月	1, 1 7 2 単位	廃止
訪問型Ⅱ・月	2, 3 4 2 単位	廃止
訪問型Ⅲ・月	3, 7 1 5 単位	廃止
初回加算	2 0 0 単位	変更なし

単位改定について<訪問> (R3年10月から)

訪問型サービスA

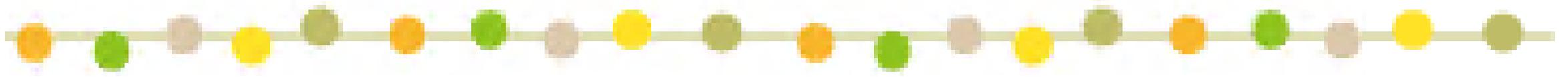
サービス名称	変更前	変更後
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 週1回程度	—	1 6 1 単位
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 週2回程度	—	3 2 2 単位
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 週3回程度	—	5 1 1 単位
介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 週1回程度	—	1 1 8 単位
介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 週2回程度	—	2 3 5 単位
介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 週3回程度	—	3 7 3 単位
介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 週1回程度	—	6 5 単位
介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 週2回程度	—	1 2 9 単位
介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 週3回程度	—	2 0 5 単位

単位改定について<訪問> (R3年10月から)



- 生活援助・定額（シルバー人材センター）⇒ 変更なし（95単位）
- 訪問型サービスC ⇒ 変更なし（850単位）

単位改定について<通所> (R3年10月から)

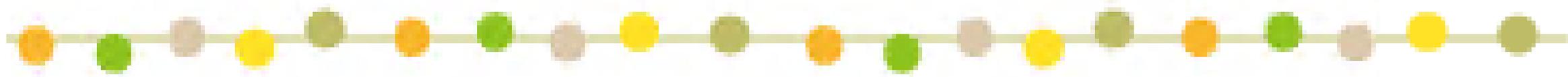


- 大きな変更点：単位の改定と、月額上限を廃止します。

通所型サービスA

サービス名称	変更前	変更後
通所型AⅠ・半日（週1回程度）	2 6 6 単位	2 6 9 単位
通所型AⅡ・半日（週2回程度）	2 7 4 単位	2 7 7 単位
通所型AⅠ・全日（週1回程度）	3 8 0 単位	3 8 4 単位
通所型AⅡ・全日（週2回程度）	3 9 1 単位	3 9 5 単位
通所型AⅠ・月	1, 6 5 5 単位	廃止
通所型AⅡ・月	3, 3 9 3 単位	廃止

単位改正について<通所> (R3年10月から)

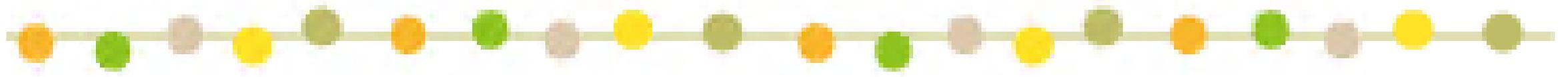


通所型サービスA

サービス名称	変更前	変更後
半日入浴加算	50単位	変更なし
リハビリテーション職員配置加算	50単位	変更なし
運動器機能向上加算	225単位	変更なし
栄養改善加算 ※	150単位	200単位
口腔機能向上加算	150単位	変更なし
選択的サービス複数実施加算	480単位	変更なし

※算定要件が変更になります。「檜原市第一号事業実施要綱」別表3 備考5をご確認ください。

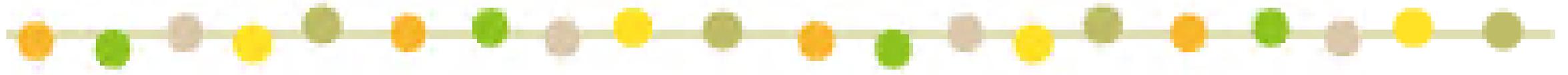
単位改正について<通所> (R3年10月から)



通所型サービスA

サービス名称	変更前	変更後
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）週1回程度	—	99単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）週2回程度	—	202単位
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）週1回程度	—	72単位
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）週2回程度	—	147単位
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）週1回程度	—	38単位
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）週2回程度	—	79単位

単位改正について<通所> (R3年10月から)



- 短期集中予防サービス
通所型サービスC

サービス名称	変更前	変更後
通所型CⅠ (1～3カ月目)	4 7 0 単位	4 7 4 単位
通所型CⅡ (4～6カ月目)	4 4 2 単位	4 4 6 単位

単位改正について <ケアマネジメント> (R3年10月から)



- 介護予防ケアマネジメント
第一号介護予防支援事業

サービス名称	変更前	変更後
介護予防ケアマネジメントA	4 3 1 単位	4 3 8 単位
介護予防ケアマネジメントB	2 1 0 単位	2 1 3 単位
介護予防ケアマネジメントC	2 1 0 単位	2 1 3 単位
初回加算	3 0 0 単位	変更なし
委託連携加算	—	3 0 0 単位

実施要綱の変更について

榎原市ホームページ掲載の要綱の確認方法

榎原市事業者向け > 事業者向け > 介護保険・日常生活支援総合事業 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > 榎原市総合事業に関する規則・要綱

2019年10月11日 08時52分06秒 更新

榎原市総合事業に関する規則・要綱

検索サイトで、この言葉を検索すれば、
検索結果の上位にこのページが出てきます。



榎原市総合事業に関する規則・要綱

- [榎原市第一号事業所の指定等に関する規則 \(PDF : 108KB\) \(平成30年10月1日改正\)](#)
- [榎原市第一号事業所の指定等に関する要綱 \(PDF : 108KB\) \(平成30年10月1日改正\)](#)
- [榎原市第一号事業実施要綱 \(PDF : 206KB\)](#) **変更しています。**
- [榎原市第一号事業の人員、設備及び運営並びに、若しくは当該事業の実施のために必要と認められるもののための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱 \(PDF : 386KB\)](#)
- [榎原市生活援助事業実施要綱 \(PDF : 154KB\) \(令和元年10月1日改正\)](#)

コード表の変更について

10月利用分より、新しいサービスコードの取り込みをお願いします。

[橿原市事業者向け > 事業者向け > 介護保険・日常生活支援総合事業 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > 橿原市介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコードについて](#)

2021年06月16日 16時28分33秒 更新

橿原市介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコードについて

♡ 印刷

橿原市HPで、“総合事業 コード” で検索すれば、検索結果の上位にこのページが出てきます。

橿原市介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコードについて

最新版 (令和3年10月～)

令和3年10月より、第一号事業について単位数を変更します。

・サービスコード表 (保険者マスタ)

*紙ベースで打ち出す場合は下記のものをご利用ください。

・サービスコード表

提出物について<全事業所>



檀原市介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書

【受付期間】～令和3年8月31日

【提出先】檀原市 地域包括支援課

【提出方法】来庁、郵送、FAXのいずれか

※加算の有無に限らず、全事業所に提出いただきます。

なしの場合は、すべての加算で **1** なし を選んでください。

変更があった場合は、変更届出書（事項：10その他）と一緒に提出してください。

※様式は、檀原市HPにあります（スライド22参照）。

見本

榎原市介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書

令和3年 8月 2日

(宛先) 榎原市長

所在地 榎原市八木町1-1-18

届出者 名称 榎原市役所

代表者氏名 榎原 太郎

事業の種類	1 訪問 <input checked="" type="radio"/> 2 通所	事業所番号	2 9 0 0 0 0 0 0 * *
異動区分	<input checked="" type="radio"/> 1 新規 2 変更 3 終了	事業所名	地域包括支援課
適用開始年月日	令和3年10月1日	所在地	榎原市内膳町1-1-60
		電話番号	0744-22-8118

提供サービス		該当する体制等				
A3	訪問型サービス(独自・定率)	介護職員処遇改善加算	<input checked="" type="radio"/> 1 なし	2 加算I	3 加算II	4 加算III
A7	通所型サービス(独自・定率)	半日入浴加算	<input checked="" type="radio"/> 1 なし	2 あり		
		リハビリテーション職員配置加算	<input checked="" type="radio"/> 1 なし	2 あり		
		運動器機能向上加算	<input checked="" type="radio"/> 1 なし	2 あり		
		栄養改善加算	<input checked="" type="radio"/> 1 なし	2 あり		
		口腔機能向上加算	<input checked="" type="radio"/> 1 なし	2 あり		
		選択的サービス複数実施加算	<input checked="" type="radio"/> 1 なし	2 あり		
		介護職員処遇改善加算	<input checked="" type="radio"/> 1 なし	2 加算I	3 加算II	4 加算III

提出物について<処遇改善加算>

- 別紙様式2-1 計画書_総括表
- 別紙様式2-2 個表_処遇

【受付期間】 ~令和3年8月31日

【提出先】 檀原市 地域包括支援課

【提出方法】 来庁、郵送のいずれか

※様式は檀原市HPにあります（スライド22参照）。

※**特定は無いので、空欄にしておいてください。**

※開始時期が令和3年10月1日であることに注意してください。

※基本情報入力シートのサービス名は、訪問(独自)または通所(独自)を選択してください。

様式について

提出いただく書類はこちらにあります。

[榎原市事業者向け](#) > [事業者向け](#) > [介護保険・日常生活支援総合事業](#) > [介護予防・日常生活支援総合事業](#) > [榎原市総合事業に係る指定関係](#)

2021年05月18日 16時03分17秒 更新

榎原市総合事業に係る指定関係

榎原市総合事業に係る指定関係

この言葉で検索すれば、検索結果の上位にこのページが出てきます。

榎原市総合事業実施事業所一覧

- [第一号訪問事業所（訪問型サービス事業所）一覧（PDF）](#)
- [第一号通所事業所（通所型サービス事業所）一覧（PDF）](#)

事業所指定申請関係様式

事業所指定申請関係様式

介護保険法施行規則の改正（施行日：平成30年10月1日）を受け、

- [提出書類確認表兼実施予定サービスの申出（ワード：21KB）](#)
- [様式第1号（第3条関係）-第一号事業所指定申請書（ワード：2](#)
- [（記載例）第一号事業所指定申請書（ワード：41KB）](#)
- [付表（エクセル：91KB）](#)
- [（記載例）付表（エクセル：100KB）](#)
- [市参考様式（エクセル：25KB）](#)
- [誓約書（ワード：20KB）](#)

その他様式

- [様式第3号（第4条関係）-取下書（ワード：18KB）](#)
- [様式第4号（第5条関係）-第一号事業所変更届出書（ワード：1](#)
- [様式第5号（第6条関係）-第一号事業所廃止・休止・再開届出書](#)
- [様式第6号（第7条関係）-第一号事業所指定更新申請書（ワー](#)

加算に係る様式

- [榎原市介護予防・日常生活支援総合事業算定に係る体制等に関する届出書](#)
- [処遇改善加算](#)

2. 指定關係

指定更新について



- 指定期間は6年です。

平成28年3月1日指定の事業所は、令和4年2月28日に指定期限を迎えます。指定更新のために、書類の提出が必要です。

【指定更新受付期間】 令和3年10月1日～令和3年11月30日

【提出先】 檀原市 地域包括支援課

【提出方法】 来庁または郵送

平成28年3月2日以降に指定の事業所は、指定期限の2カ月前までに更新書類を提出してください。提出先・提出方法は上記と同じです。

指定更新について(案)



指定期間：6年

例

	H28.3.1	H30.3.1	R2.3.1	R4.3.1	R6.3.1	R8.3.1	R10.3.1	R12.3.1	
サービス A	指定	6年			更新	6年		更新	
訪問介護 通所介護 地域密着		更新	6年		更新	6年		更新	

⇒ 最初の指定日がズレていると、6年後の更新時期がズレ続ける

指定更新について(案)

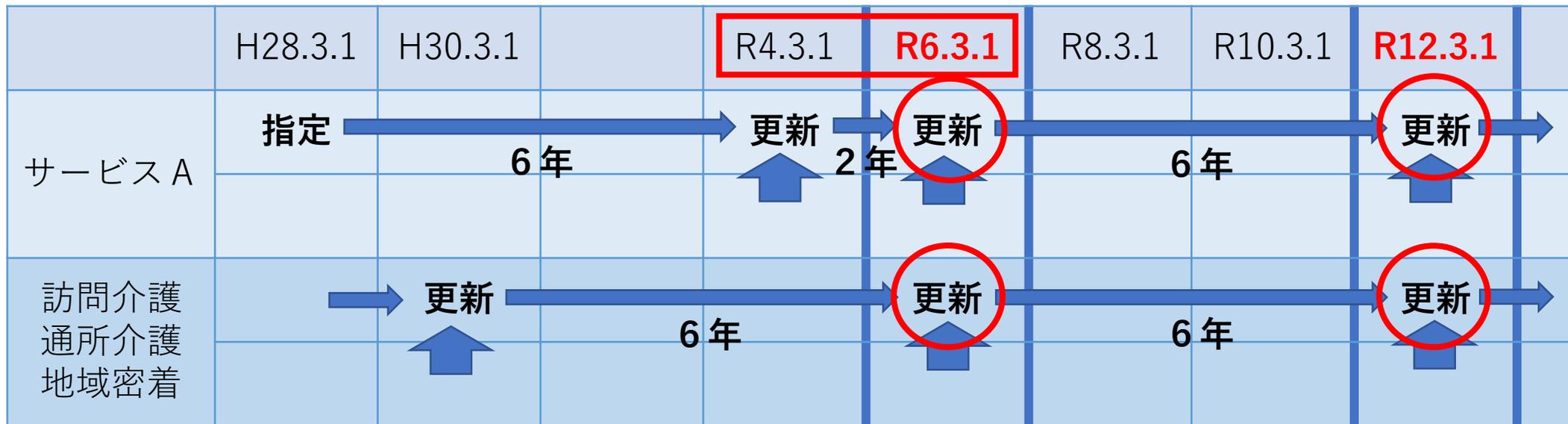


同一事業所で複数のサービスの指定等を受けており、それぞれの指定等の有効期限が異なっている場合に、それらの指定等の有効期限をあわせて更新することができます。

前提条件：事業所番号と事業所名称が同じであり、一体的に事業を実施していること。

指定更新について(案)

例) 指定期間を合わせるために…



⇒ R6.3.1訪問介護等の更新時に、サービスAも再度更新することで、その6年後は同時に更新時期を迎えることができる

指定更新について(案)

地域密着や県指定を併せて持ち、同一の事業所において一体的に運営されている第一号事業所（事業所番号が同じ）については、地域密着や県指定の更新通知を添付することで大幅に更新申請の書類を省略できることとします。



指定更新について（まとめ）

①6年以内に地域密着や県の指定または更新を受けた事業所

②地域密着や県の指定または更新通知が無い（事業所番号が違う、一体的に事業を実施していない）事業所

		必要書類	次回の更新時期
①	更新時期を合わせる	<ul style="list-style-type: none"> 指定更新申請書 付表 地域密着や県の指定または更新の通知 	地域密着や県指定の更新時期
	更新時期を合わせない	<ul style="list-style-type: none"> 指定更新申請書 付表 法人登記証明書 運営規程 	6年後
②		<ul style="list-style-type: none"> 勤務の体制及び勤務形態一覧表 平面図（通所のみ） 苦情を処理するために講ずる措置の概要 誓約書 	6年後

3. 人員・設備・運営の基準等

R3年10月からの大きな変更点

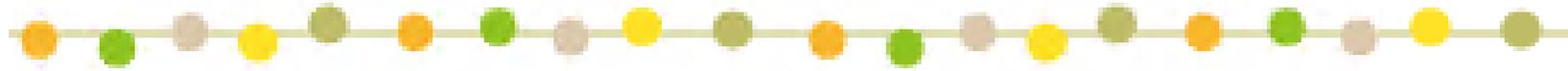


以下の点について、**体制の整備、研修・訓練や運営規程への記載**が必要となります。詳しくは「橿原市第一号事業の人員、設備及び運営並びに第一号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱」にて確認してください。（附則で経過措置をしているものもあります。）

◇第一号訪問事業（訪問型サービスA）

- 不当な働きかけの禁止
- 勤務体制の確保等
- 業務継続計画の策定等
- 感染症対策
- 虐待の防止

R3年10月からの大きな変更点



◇第一号通所事業（通所型サービスA・通所型サービスC）

- 勤務体制の確保等
- 業務継続計画の策定等
- 感染症対策
- 虐待の防止
- 認知症介護基礎研修
- 非常災害対策

◇第一号訪問事業（訪問型サービスC） ⇒ 変更なし

◇介護予防ケアマネジメント ⇒ 変更なし

R3年10月からの大きな変更点



経過措置がないもの

- ① 運営規程に虐待の防止に関する事項を付け加えること
(第24条、第42条、第59条)
 - ② サービス A 従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならないこと
(第25条第4項、第43条第4項、第61条第2項)
- ①について、運営規程の変更にあたるため、
- ・ 第一号事業所変更届出書
 - ・ 新たな運営規程 の提出が必要となります。変更日はR3/10/1です。

基準等の変更について

榎原市ホームページ掲載の要綱の確認方法

榎原市事業者向け > 事業者向け > 介護保険・日常生活支援総合事業 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > 榎原市総合事業に関する規則・要綱

2019年10月11日 08時52分06秒 更新

榎原市総合事業に関する規則・要綱

検索サイトで、この言葉を検索すれば、
検索結果の上位にこのページが出てきます。



榎原市総合事業に関する規則・要綱

- 榎原市第一号事業所の指定等に関する規則 (PDF : 108KB) (平成30年10月1日改訂)
- 榎原市第一号事業所の指定等に関する要綱 (PDF : 203KB) (平成30年10月1日改訂)
- 榎原市第一号事業実施要綱 (PDF : 206KB) (令和元年10月1日改正)
- 榎原市第一号事業の人員、設備及び運営並びに第一号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱 (PDF : 386KB)
- 榎原市生活援助事業実施要綱 (PDF : 154KB) (令和元年10月1日改正)

基準等の変更に関する要綱はこちらです。

基準等の変更について（R3年10月から）

要綱対応表

	第一号訪問事業	第一号通所事業
不当な働きかけの禁止	第28条第2項	—
勤務体制の確保等	第25条第4項	第43条第4項 (準用) 第61条第2項
業務継続計画の策定等	第25条の2	(準用) 第48条 (準用) 第61条第1項
感染症対策	第26条第3項	第46条第2項 (準用) 第61条第2項
虐待の防止	第3条第3項 第24条 第31条の2	第42条 (準用) 第48条 第59条 (準用) 第61条第1項
認知症介護基礎研修	—	第43条第3項 (準用) 第61条第2項
非常災害対策	—	第45条第2項 (準用) 第61条第2項

まとめ ① (内容)

1. 単位関係 ※要綱改正あり

- 新しい加算・・・介護職員処遇改善加算（10月～）、委託連携加算（10月～）
- 単位改正・・・R3年10月から単位が変わります

2. 指定関係 ※規則改正予定

- 指定更新・・・H28年指定の事業所は指定更新申請が必要です

3. 人員・設備・運営の基準等 ※要綱改正あり

- 基準等の変更・・・体制の整備、研修・訓練や運営規程への記載が必要です。

まとめ② (提出物(添付書類除く))

	内容	提出書類	締め切り	対応ページ
全事業所	加算全般 (単位関係)	檀原市介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	R3/8/31	19
	運営規程変更 (人員・設備・運営の基準等)	第一号事業所変更届出書 (変更年月日はR3年10月1日)	R4/3/31	33
該当する事業所	処遇改善加算 (単位関係)	別紙様式2-1 計画書_総括表、 別紙様式2-2 個表_処遇	R3/8/31	21
	指定更新 (指定関係)	指定更新申請書	指定期限の2カ月前 ※R4/2/28が指定期限の場合：R3/10/1～ R3/11/30	24 29

まとめ③ (榎原市ホームページ)

榎原市事業者向け > 事業者向け > 介護保険・日常生活支援総合事業 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > 令和3年度10月からの制度改正について

2021年06月21日 14時05分02秒 更新

令和3年度10月からの制度改正について



検索サイトで、この言葉を検索すれば、
検索結果の上位にこのページが出てきます。

説明会資料

令和3年度説明会資料 (PDF)

単位関係・提出書類

【榎原市介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書】

〈受付期間〉～令和3年8月31日

〈対 象〉全事業所

〈提出先〉榎原市 地域包括支援課

〈提出方法〉来庁、郵送、FAXのいずれか

質問を受け付けます



- 今回の説明会に対する質問は、案内に同封していただきました質問票にて受け付けます。持参、郵送、FAXで地域包括支援課まで提出してください。

〆切：令和3年7月8日（木）

回答：令和3年7月15日（木）までに榎原市HPに掲載予定です。

↓ 回答の掲載場所はこちら

[榎原市事業者向け](#) > [事業者向け](#) > [介護保険・日常生活支援総合事業](#) > [介護予防・日常生活支援総合事業](#) > [榎原市総合事業に関する質問等](#)

2019年09月13日 11時06分47秒 更新

榎原市総合事業に関する質問等

検索サイトで、この言葉を検索すれば、
検索結果の上位にこのページが出てきます。



榎原市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ & A

(おまけ) 元気な一歩会 登録サークル大募集!



• 元気な一歩会とは・・・

◇住民主体の通いの場です。

◇週に1回30分以上運動する以外は自由な活動です。

◇橿原市では、16サークルが登録中で、事業所さんも活動いただいています。

①なかよしサロン（北妙法寺町）	⑤あすならホーム畝傍（大久保町）	⑨石原田一歩会（石原田町）	⑬木原佐伯一歩会（木原町）
②遊楽（新口町）	⑥かみふうせんフィットネス（中曽司町）	⑩あははの会（五井町）	⑭クロワッサン（五条野町）
③「元気な一歩会」デイサービス 花の家（久米町）	⑦若葉ほほ笑いサークル（内膳町）	⑪遊友（川西町）	⑮teamfrogs（久米町）
④参道一歩会（久米町）	⑧元気一歩会光陽町（光陽町）	⑫のんき会（畝傍町）	⑯なかよし一歩会（八木町）

コロナで活動が難しい部分もありますが、興味のある方はいつでもお気軽に予防支援係にご相談ください！



ご視聴ありがとうございました。